

## コカ・コーラウエスト株式会社及び西日本ビバレッジ株式会社 (自動販売機を設置し、清涼飲料水等の小売業を営む事業者) (特定事業者)

### 1 自動販売機設置場所提供事業者との取引の概要

#### (1) 取引の内容

コカ・コーラウエスト及び西日本ビバレッジが、自社の商品を販売するため、契約を締結し、自動販売機の設置場所の提供を受けて、自動販売機により販売する商品の売上高に応じて販売手数料を支払うもの。

#### (2) 商品1個当たりの消費税を含む販売手数料(手数料単価)の設定方法

- ① 商品の販売価格に一定率を乗じて手数料単価を定める方法
- ② 商品の販売価格に応じて異なる手数料単価を定める方法
- ③ 商品の販売価格にかかわらず一定額の手数料単価を定める方法

### 2 販売手数料の据置き

コカ・コーラウエスト及び西日本ビバレッジは、手数料単価を前記1(2)③の方法で定めた自動販売機設置場所提供事業者の一部に対し、平成26年4月1日以後の販売手数料について、手数料単価を据え置くことにより、消費税の引上げ分を上乗せせずに支払っている。

例：手数料単価を10円と仮定した場合(実際の販売価格及び手数料単価とは異なる。)

[平成26年3月31日以前]

販売価格	100円	110円	120円	130円
手数料単価	10円	10円	10円	10円

販売価格を引き上げても、手数料単価は変わらない。

[平成26年4月1日以後]

販売価格	100円	110円	120円	130円
手数料単価	10円	10円	10円	10円

### 勧告の内容

○対象の販売手数料を、平成26年4月1日に遡って、速やかに消費税率の引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を支払うこと

○今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自社の役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること

など

自動販売機による商品の販売場所を提供している事業者  
(うち、手数料単価を商品の販売価格にかかわらず一定額に定めた事業者の一部)  
(特定供給事業者)